

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 業務執行に係る基本姿勢

#### (中期目標)

-

#### (中期計画)

-

### (中期目標期間における取組)

#### 業務執行に係る基本姿勢

#### (1) 徳山ダムにおける不適切事案

業務執行に係る基本姿勢は、平成16年度に徳山ダム建設所において土地の取得等に関して不適切な事案が発生したことに鑑み、平成17年度の年度計画から新たに設けた項目である。

以下に監事監査(抄)及び理事による点検報告(抄)を記す。

徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関する監査結果(抄) (平成17年1月17日)

以上のとおり、管理会に対して、機構からの支出は一切なされていないが、共同企業体所長が準備した1500万円を副所長が受け取り、管理会に手渡した事実が確認された。

これらの一連の行為は、次の点で不適切であると認められる。

- (1) 発注者の立場にある者が、受注者に対して、地元の協力を得るための金銭面での対応を依頼したこと
- (2) 機構からの支出ではなかったとはいえ、外形的に機構からの支出とみられるような形で、管理会からの提案を受け入れ、管理会に協力金を手渡したこと

徳山ダム建設事業の点検に関する報告(抄)

(平成17年3月30日)

今回の点検の結果、徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関し、字クツ尾175-2の立木等に係る事案において、公団職員が、公団が既に土地所有者等に補償を行い、公団に帰属している立木等に関して、地元関係者からの要求に対応することとし、国道417号付替6号橋基礎工事の受注者である共同企業体が伐採業者を使って行う立木の伐採行為をおり込んで、要求への対応を図ったことは不適切であった。

機構としては、これらの事案に係る関係者の処分等を行うとともに、理事による全事業所の総点検を行い、他の事業所において、徳山ダムの監査結果にあるような不適

切な事案は、他の事業所等においては生じていないことを確認している。

その後、機構においては、本社・支社・局においても現場で生じている課題について情報を共有し、職員の意識の再徹底、適正かつ透明性の高い組織・業務運営の強化のため、平成16年度より以下の取組を行った。

#### 平成16年度の再発防止に向けた取組

全国所長会議、管理職研修等において職員の意識の再徹底を図った。

外部有識者からの助言、意見等を得ることを目的に「倫理懇談会」を設置した。

理事による事業所のヒアリングを継続的に実施した。

用地交渉の課題について、用地部に相談窓口として担当審議役を設置し、「難航案件調書」を作成した。

不当要求への法的対応に係る「対応事例集」を作成し、社内LANにより全職員に周知し、併せて、研修、会議等により趣旨の徹底した。

しかし平成18年度、徳山ダムにおいて、木材運搬用の索道の補償契約を巡って、地元関係者から本件索道の補償要求に応じて、決議書の決裁が未了のまま補償契約書を準備し、物件移転等補償契約を締結するという不適切事案が発生した。

以下に監事監査（抄）を記す。

徳山ダム櫛原地区の索道の補償に係る監事監査の結果（抄）（平成18年10月12日）

索道の存置されている経緯が不明確であるため補償対象としないことが建設所の方針であったにもかかわらず、補償要求を行った者が地元の共有財産管理会の会長及び副会長の職にある者であったこと等から、本年9月21日、契約等決議書の決裁が未了のまま、公印管理者の認印を受けることなく、建設所長の公印を押印した補償契約書を準備し、建設所において、地元関係者2名と補償契約を締結した（補償金額7,866,526円）。

その後、同月26日、建設所長の決裁を受けていた別件の施行伺い起案書「徳山ダム建設事業に伴う土地取得等に関する協議及び契約手続について（櫛原地区・樹林帯用地）」の書類を差し替えることにより、本件索道を補償対象物件に追加した。

このため、理事長をはじめ本社役職員が直接現場に出向いて職員の意識改革を徹底し、平成16年度以降の取組に加え、平成18年度より以下の再発防止に向けた取組を行っている。

#### 平成18年度の再発防止に向けた取組

あらゆる研修の機会において、理事長又は副理事長から直接メッセージを発し、研修員一人ひとりとの意見交換を行うとともに、直接現場に出向い

て職員全体への意識改革の徹底を図る。

文書決裁規程等のルールを厳守し、正規のプロセスを踏んだ事務手続について全事務所での研修を実施する。

外部有識者からなる入札監視委員会の権能を拡充し、工事・調査案件のみならず、用地補償案件も審査対象に加える。

経理システムを、決裁権者又はその指定する者が、決裁を完了した旨を入力しない限り、支払いがされないように改良する。

## (2) 水門設備工事における談合事件に係る公正取引委員会からの水資源機構に対する要請等について

3月8日、公正取引委員会から、独立行政法人水資源機構が発注する水門設備工事に係る入札談合に、機構の前身である水資源開発公団の元職員が関与していたとして、機構の役職員が退職後に、同様の行為をすることがないように必要な措置を採ることを要請された。また同日、国土交通大臣から、徹底した事実関係の調査を行うとともに、その結果を踏まえ、再発防止策を的確に実施するよう指導を受けた。

機構では、国民の信頼を回復するため、外部有識者参画の下、入札談合調査等委員会を設置し、一般競争入札の拡大、事件に関与した企業への再就職の自粛等の再発防止策を、本年6月15日に以下のとおりとりまとめ実施している。

### 入札談合防止のための職員の綱紀の保持

発注担当者を対象とした発注担当者法令遵守等規程の制定、マニュアルの整備による入札談合防止に係る法令遵守の徹底、業界関係者等からの不当な働きかけの防止及び情報の公表・公開と管理の適正化を図るため、以下のような内容を徹底する説明会を概ね6月から7月に全国の事務所で実施した。

- ・業者に対して受付を通しての事務所への入室を徹底する。
- ・挨拶を所長室等密室で受けない。
- ・もし室内で対応する場合は必ず複数で対応する。もしくは録画、録音を行う。

これらの機構の姿勢を業者に対して明らかにするため、「事業者の皆様へ」と題したポスターを事務所入口等に掲示し徹底を図った。

この他、発注担当者法令遵守マニュアルを独自に作成(味噌川ダム)、名刺管理ソフトを導入したパソコンを設置し執務室への入室制限の円滑化(一庫ダム)、全ての発注案件において法令遵守チェックシートを使用(徳山ダム)する等、各現場事務所において創意工夫が見られた。



写真 - 1 掲示ポスター  
名刺管理ソフト導入PCの活用  
(一庫ダム)

法令遵守チェックシート		業 務 部				調 査 部				監 査 部				法 務 部			
項目	内容	担当	完了	未完了	担当	完了	未完了	担当	完了	未完了	担当	完了	未完了	担当	完了	未完了	
個人情報保護法																	
労働基準法																	
労働安全衛生法																	
労働組合法																	
労働契約法																	
労働争議調停法																	
労働関係調整法																	
労働者派遣法																	
労働者派遣法施行規則																	
労働者派遣法施行令																	
労働者派遣法施行規則施行令																	
労働者派遣法施行規則施行令施行令																	
労働者派遣法施行規則施行令施行令施行令																	

写真 - 2 法令遵守チェックシートによる点検  
(徳山ダム)

監査の充実としては、監査の重点事項の一つに契約の競争性、透明性の確保等を指定し、慎重な監査を行った。更に通常の監査に加え、入札契約に関する臨時実地検査（4箇所）を行うなど充実を図った。

コンプライアンス実効性確保のための経営トップの率先関与

理事長、副理事長が会議、研修等の場でコンプライアンスの重要性を直接職員に呼びかけ、理事長を含む全役員が現場事務所に出向き、職員と対話を行った。

契約の透明性、公正性の一層の確保

一般競争入札方式の拡大等、透明性、公正性をより確保する取組を行った。

入札談合等不正行為に係るペナルティの強化

重大な独占禁止法違反行為等における指名停止期間を現行の1.5倍相当とし、その最長期間を24ヶ月から36ヶ月に延伸した。

全職員を対象としたコンプライアンスの強化

全職員を対象とする発注担当者の法令遵守に関する説明会、退職予定者に対する法令遵守に関する説明会及び既退職者（希望者）に対する法令遵守意識啓発のための説明会を開催し、各種内部職員研修の際にはコンプライアンスに関するプログラムを実施した。また、職員の人権及び同和問題に関する理解を深めるため、弁護士や法務局職員を講師とした研修会等を実施した。

再就職の見直し

- ・当分の間、今回の事件に関与した企業及び水資源機構退職者に対し、当該企業への再就職の自粛を要請した。
- ・役員、本社の部室長や支社局の長等幹部職員については、退職後2年間、工事受注企業への再就職を自粛することとした。
- ・平成18年4月に導入した高齢者の継続雇用制度により退職後も働ける環境を整備した。
- ・「シニア人材活用室」を設置し、定年退職期を迎える職員に対して、ハローワーク、民間企業等の求人情報を提供した。

#### 倫理想談会の格上げ

倫理想談会を倫理委員会へ格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施した。

#### 倫理行動指針（仮称）の策定検討

機構の基本理念として、独立行政法人水資源機構倫理行動指針（仮称）を策定するため、各事務所等において議論・検討を進めた。

### 中期目標等における目標の達成状況

トップが直接職員と向き合って、以上のような取組を行うことで、コンプライアンスの重要性の認識を図ることができた。また、内外を含め説明会の開催、マニュアル作成から、より透明性、公正性を確保することができた。今後のコンプライアンス等の強化のため、倫理行動指針（仮称）の策定検討を進めるなど引き続き推進していく。



(2) 計画的で的確な事業の実施  
 新築事業・改築事業

(中期目標)

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたいうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

また、戸倉ダム建設事業については、事業実施計画の廃止手続きを行う。

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる7施設の改築事業については、的確な施設更新を実施する。

別表 1 「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣						平成19年度に完成させる。
徳山ダム建設	国土交通大臣						平成19年度に完成させる。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						事業用地取得中
戸倉ダム建設	国土交通大臣						事業実施計画の廃止手続きを行う。
武蔵水路改築	国土交通大臣				*		関係機関協議中
川上ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
丹生ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
大山ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
小石原川ダム建設	国土交通大臣						水理、環境等調査及び補償調査等を実施中

3) このほか、浦山ダム及び日吉ダム事業は平成18年度にダム建設調整費の償還完了を予定している。

(2) 計画事業量

事業用地取得量	3 km <sup>2</sup>
事業用地取得量(34km <sup>2</sup> )の9%である。	
付替道路施工延長	1.5 km
付替道路工事延長(129km)の12%である。	
ダム本体打設(盛立)量	1,125万m <sup>3</sup>
ダム本体打設(盛立)量(42百万m <sup>3</sup> )の27%である。	

注1) 目的欄中 \*は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの交付金、補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。



## 別表 2 「用水路等事業」

### 2. 用水路等事業の進捗計画

#### (1) 事業の進捗概要

##### 1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
房総導水路建設	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成16年度に完成させる。
愛知用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成18年度に完成させる。

##### 2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						機場工事中
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						水路工事及び機場工事中
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						水路工事中
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						水路工事及び調整池工事中
両筑平野用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						水路工事中
福岡導水	厚生労働大臣						関係機関協議中

#### (2) 計画事業量

水路工事（改築）延長	96 km
水路工事延長（改築含む、939km）の10%である。	
施設（ポンプ）改築	37台
ポンプ改築台数（新設含む55台）の67%である。	
堆砂土砂撤去量	190万m <sup>3</sup>
堆砂土砂の撤去量（548万m <sup>3</sup> ）の35%である。	
調整池本体盛立量	60万m <sup>3</sup>
調整池本体の盛立量（60万m <sup>3</sup> ）の100%である。	

## (中期目標期間における取組)

### ダム等事業

#### 1. 本中期目標期間中に事業の完了、効果発現を予定した事業の状況

##### (1) 滝沢ダム

滝沢ダムでは、平成13年7月に本体コンクリートの打設を開始し、平成16年9月に本体コンクリート180万m<sup>3</sup>の打設を完了した。その後、平成17年10月1日に試験湛水を開始し、平成19年度には所要の工事を完了させた。平成20年3月末には試験湛水の最高水位（サーチャージ水位）に達したが、その後、貯水池周辺の斜

面の変状の調査・対策が必要となり、安全を確保しつつ、試験湛水を継続中である。

## (2) 徳山ダム

徳山ダムでは平成13年5月にロック材、平成14年10月にはコア材及びフィルター材の盛立を開始し平成17年11月末までに約1,370万 $m^3$ のロック材、コア材及びフィルター材盛立を完了し、平成18年度に関係諸設備、付替国道等の工事を完了させた。徳山ダム建設事業では、堤体盛立において、横山ダム貯水池の堆砂をフィルター材、洪水吐等のコンクリート骨材に利用することにより、事業コストの縮減及び環境への影響の低減を図った。

その後、平成18年9月に試験湛水を開始し、平成20年5月に試験放流を完了し、試験湛水を終了した。また、平成16年度に新設した特定事業先行調整費制度(「2. (2) 特定事業先行調整費制度の適用(P.100)」に記載)を活用し、機構の自己資金約146億円を支弁(平成17,18年度)したことにより、計画的に事業を進捗させ、平成20年度より管理に移行することができた。

平成20年5月には、環境保全対策の技術開発など、ダム技術の発展に著しい貢献があったと評価され、平成19年度ダム工学会賞<sup>( )</sup>の技術賞および技術開発賞を受賞した。また平成20年6月には、建設技術の活用により特出した成果が得られた点が評価され、平成19年度全建賞<sup>( )</sup>を受賞した。

ダム工学会賞の技術賞は、ダムの計画、設計、施工、又は維持管理等に関して、ダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められた画期的な事業を実施した個人又は団体に対して授与される。また技術開発賞は、ダムの調査、試験、設計、施工又は維持管理等において、創意工夫に富む技術を開発、実用化し、ダム技術の発展に著しい貢献をなしたと認められたダム工学会員である個人、又はダム工学会員を含む団体に対して授与される。

全建賞は、社団法人全日本建設技術協会より、建設技術の活用並びに公共事業の進め方やストックの運用の工夫等により、特出した成果の得られた、もしくは、特出した成果を得ようとする事業及び施策を実施した機関に対し授与される。

## 2. 事業の進捗を予定していた事業の状況

### (1) 思川開発

思川開発事業では、平成13年12月に南摩ダムに係る損失補償基準を受結し、平成16年度から山林(事業用地)の取得契約の進捗を図っている。

平成18年3月には、板荷地区黒川取水対策協議会、東大芦地区大芦川取水対策協議会及び加蘇地区南摩ダム対策協議会と機構との間で「思川開発事業の推進に関する確認書」への調印が行われた。平成18年度には家屋移転契約を完了し、工事中道路工事に着手している。

### (2) 武蔵水路改築

武蔵水路改築事業に関しては、平成19年12月に利根川・荒川水系水資源開発基本計画の全部変更にかかる国土審議会水資源開発分科会が開催され、同事業の目的や予定工期について審議された。今後、閣議決定される予定であり、引き続き、事業実施計画認可に向け作業を継続する。

### (3) 川上ダム、丹生ダム

川上ダム建設事業及び丹生ダム建設事業が実施される淀川水系においては、淀川水系の「河川整備計画」の策定に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として平成13年2月に国土交通省近畿地方整備局によって淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）が設置された。

平成15年1月には「ダムについては、原則として建設しない。」とする流域委員会の提言が出されたが、平成17年7月に近畿地方整備局は、川上ダム建設事業及び丹生ダム建設事業の治水上の効果等の調査検討結果を踏まえ、「淀川水系5ダムについての方針」において2ダムとも実施する方向で調整することを示した。その後、第1次、第2次流域委員会における審議がなされ、平成19年1月の委員会をもって一次休止した。

淀川水系河川整備基本方針については、平成19年7月の社会資本整備審議会河川分科会において了承され、同年8月官報告示された。近畿地方整備局は、第3次流域委員会を平成19年8月に設置、流域委員会では同月公表された「河川整備計画原案」に対して審議を行っている。

河川整備計画原案に示された丹生ダム、川上ダムの位置付け、趣旨は下記のとおり。

- ・丹生ダム： 高時川の洪水対策の緊急性が高いことを念頭に、新規利水者の撤退を踏まえ、ダム規模を縮小のうえ、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査、検討を行う。  
なお、丹生ダム建設事業において異常渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査、検討を行う。
- ・川上ダム： 岩倉峡上流における浸水被害軽減並びに下流の安全度の向上のための洪水調節、前深瀬川及び木津川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持、木津川上流ダム群の長寿命化（機能確保・維持）、三重県（上水）の新規利水の確保に資するために実施する。

以上のように、丹生ダム及び川上ダムについては、いずれも実施する方向で原案に示された。

これに対し、第3次流域委員会は、平成20年3月までに19回開催されたが、「これまでの整備局の説明は委員が十分納得できるものであったとは言えず、現時点にお

いてダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切でないと判断されるため、「原案」を見直し、再提示を求める。」とした委員長、副委員長の意見書（案）に対し、反対意見も含め各委員から意見聴取、審議が行われている。

一方、河川整備計画原案に対しては、関係自治体の長（市町村長）からの意見聴取、関係住民からの意見聴取が行われ、ダム事業推進を含めた多くの意見が出されている。

今後近畿地方整備局は、流域委員会（学識経験者）、市町村長（関係自治体の長）、関係住民の意見を踏まえ、河川整備計画（案）を作成し、関係府県知事への意見照会を行った上で「河川整備計画」を策定する予定としている。

#### （４）大山ダム

大山ダム建設事業では、平成１８年７月１０日に「高度技術提案型総合評価落札方式」による本体工事の契約手続を開始し、民間事業者からの技術提案について、評価・評点を行い、平成１９年４月１０日に契約の相手方を特定した。

建設工事では平成１９年５月１日に仮排水トンネルによる本川の転流、８月２８日に支川の転流を行った。また８月６日にダム本体工事に起工式を行い、本格的な堤体の基礎掘削を開始した。

#### （５）小石原川ダム

小石原川ダム建設事業では、平成１８年３月に事業実施計画の認可を受けた。平成１９年８月に小石原川ダム事業（都市用水関係）評価委員会による利水事業の評価、事業評価監視委員会での治水の事業再評価を受け、継続が妥当とされた。

また、事業用地の取得に向けて地元と協議を重ねた結果、平成１８年度から損失補償基準の策定に向けた調査を実施した。平成１９年８月２６日には、地元地権者等で組織する小石原川ダム水没者対策協議会に損失補償基準を提示し、その後同協議会と鋭意交渉を行い、平成２０年３月２３日に合意に達し、損失補償基準にかかる協定書の調印を行った。

### ３．中止方針が決定された戸倉ダムの状況

戸倉ダム建設事業は、昭和５７年度に実施計画調査に着手し、平成４年３月３１日事業実施方針が指示され、平成４年６月１５日事業実施計画の認可を受けた。

平成１１年２月から平成１４年３月にかけて、ダムタイプの変更を行うため環境影響評価法に基づく手続を行い、その後、国道４０１号付替工事等を実施したが、平成１５年１２月、戸倉ダム利水参画者である埼玉県、東京都等から相次いで撤退の意思表示がなされた。

これを受けて、平成１５年１２月２４日の国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会にて「水資源機構事業としての戸倉ダム建設事業中止」の対応方針が了承され、翌２５日に国土交通省により、事業の中止が決定された。

機構では地元の群馬県片品村をはじめとする関係機関と協議しながら、施設の撤去、原形復旧などの工事を実施し、これらの工事を平成１７年度に完了させるとともに、

事業実施計画の廃止に係る法手続、機構法施行令に基づく利水者との負担金支払方法協議を実施し、平成18年11月10日に国土交通大臣より事業計画廃止の認可を受けた。

#### 4. 計画事業量の状況

表 - 1 本中期目標期間中のダム等事業の進捗状況

	事業用地取得量	付替道路施工延長	ダム本体打設(盛立)
計画量	3 km <sup>2</sup>	1.5 km	1,125万m <sup>3</sup>
年度			
平成15年度	1.5km <sup>2</sup> ( 50% )	3.0 km ( 20% )	238万m <sup>3</sup> ( 21% )
平成16年度	2.5km <sup>2</sup> ( 83% )	9.3 km ( 62% )	856万m <sup>3</sup> ( 76% )
平成17年度	2.8km <sup>2</sup> ( 93% )	13.6km ( 91% )	1,127万m <sup>3</sup> ( 100% )
平成18年度	3.3km <sup>2</sup> ( 110% )	19.2km ( 128% )	1,127万m <sup>3</sup> ( 100% )
平成19年度	3.7km <sup>2</sup> ( 123% )	21.5km ( 143% )	1,127万m <sup>3</sup> ( 100% )

中期目標期間中、事業用地の取得については、計画量3 km<sup>2</sup>に対し、3.7 km<sup>2</sup>の事業用地を取得し、付替道路の施工については、計画量1.5 km に対し、21.5 km の施工を行った。また、ダム本体打設(盛立)量については、計画量1,125万m<sup>3</sup>に対し、平成17年度までに100%を達成した。

#### 5. 事業費管理検討会の設置・開催等の取組

徳山ダム建設事業における総事業費変更(平成16年度)に際し、関係機関から「更なる事業費の縮減」「積極的な情報発信」などについて強い要請が出されたことを踏まえ、事業の全てにわたり事業費、事業量、実施工の確認及び事業費縮減状況の確認を行う「徳山ダム事業費管理検討会」を平成16年6月に設置した。

徳山ダム事業費管理検討会は平成19年度までに10回開催し、事業の進捗状況、今後の事業工程、事業費縮減の実施状況、事業執行上の課題への対応、試験湛水を開始することなどについて説明を行った。また課題への対応については、検討会委員の理解を得ることができた。

滝沢ダム建設事業においては、平成17年9月に事業費管理検討会が設置され、平成19年度までに5回開催し、事業の進捗状況と今後の見通し、事業費縮減の実施状況などの説明を行い、関係機関との連携・情報共有を図った。

その他、大山ダム建設事業、小石原川ダム建設事業においても、平成18年度からユーザー及び関係機関を対象に事業費管理説明会を開催し、事業の進捗状況等について説明を行い、関係機関との連携を図っている。

#### 6. 山林公有地化事業

徳山ダム建設事業では、徳山ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理

等を目的とした山林公有地化事業について、事業に要する費用の算定、関係行政機関との調整及び地元関係者（対象者1,000人超）への説明等を岐阜県と協働で精力的に取り組んだ結果、平成17年10月31日に岐阜県、揖斐川町及び機構との間で基本協定を締結した。

この事業はダム上流域全体約254km<sup>2</sup>を公有地化するものであり、我が国最大規模の山林公有地化事業である。岐阜県による山林取得の進捗率は平成20年3月末時点で約66%である。

## 7. 長寿命化容量の確保

これまでに整備してきた水資源開発施設が今後さらに年数を経ていく中で、将来の適切な施設管理の視点からは、計画的な維持管理・更新によるライフサイクルコストの低減がより重要となる。

また、平成19年7月には、国土交通省社会資本整備審議会の「次期社会資本整備重点計画の策定について」において、「社会資本ストックの老朽化等への対応」が課題の1つとして掲げられたところである。

ダムは極めて重要な社会資本であり、長期間にわたって供用される構造物でもあるが、堆砂が進行すればダムの機能が低下することから、ライフサイクルコスト低減のためには、効率的な堆砂対策を行っていくことが必要である。

しかしながら、堆砂対策としての浚渫は高額な費用を要する。一方、効率的な陸上掘削を行うために貯水位を低下させれば、安定的な水供給が困難となる。

このため、

- ・既設ダムから下流へ水を供給するための容量について、その代替として新設ダムで容量を確保し、代替補給することにより、従前の水供給に支障を与えずに既設ダムの水位を低下させて、効率的な陸上掘削を実施する。
- ・水系内のダム群でローテーションを組んで堆砂対策を実施することにより、代替容量をダム群で効率的に共有して、計画的に貯水池内の容量を保持する。

ことにより、水系全体のライフサイクルコストの低減を図ることが可能となる。

また、堆砂除去は、貯水池の底質からの栄養塩等の溶出を抑制し、水質向上にも寄与する。

このような観点から、既設ダムの長寿命化のための代替容量（長寿命化容量）の検討を行い、平成20年度予算における新規制度として、「ダムの長寿命化容量の確保」が認められた。

これに基づき、川上ダムに長寿命化容量を確保することについて、関係者調整を進めている。

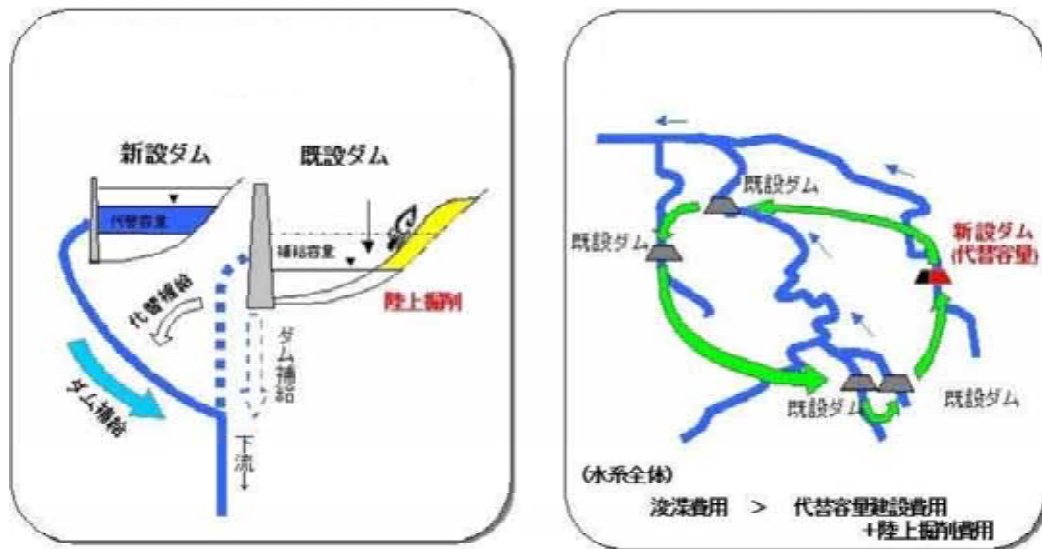


図 - 1 既設ダムの長寿命化のイメージ

## 8 . ダム建設調整費の償還

浦山ダム及び日吉ダムの各建設事業に係るダム建設調整費の償還を平成18年度に終了した。これにより、両ダムの各建設事業は完了した。

## 中期目標期間における達成状況

徳山ダム建設事業では、平成20年5月をもって試験放流を完了し、試験湛水を終了した。平成19年度には管理に必要な全ての工事を完了させ、平成20年度より管理に移行し、本格的な管理運用を行っている。滝沢ダム建設事業では、平成17年10月1日に試験湛水を開始し、平成19年度には所要の工事を完了させた。平成20年3月末には試験湛水の最高水位（サーチャージ水位）に達したが、その後、貯水池周辺の斜面の変状の調査・対策が必要となり、安全を確保しつつ、試験湛水を継続中である。大山ダム建設事業では、平成19年8月に転流が行われ、本格的な堤体の基礎掘削を開始した。思川開発事業及び川上ダム建設事業では、諸調査とともに付替道路工事等を実施した。小石原川ダム建設事業では、平成20年3月に小石原川ダム水没者対策協議会と小石原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書の調印を行い、事業用地の取得に着手した。丹生ダム建設事業及び武蔵水路改築事業では、諸調査を実施した。

なお、中期目標期間中、事業用地の取得については、計画量3km<sup>2</sup>に対し3.7km<sup>2</sup>の事業用地を取得し、付替道路の施工については、計画量15kmに対し21.5kmの施工を行い、ダム本体打設（盛立）量については、計画量1,125万m<sup>3</sup>に対し100%の達成した。また、2ダムのダム建設調整費の償還についても計画どおり償還を終了させた。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業（別表1「ダム等事業」）〕については、本中期目標期間中、目標を達成できたものと考えている。



## （中期目標期間における取組）

### 用水路等事業

#### 1．本中期目標期間中に事業の完了、効果発現を予定した事業の状況

##### （1）房総導水路

房総導水路建設事業は、需要の伸びが見込まれる千葉臨海工業地帯への工業用水及び九十九里沿岸地域等への水道用水を供給するため、昭和45年度から事業に着手し、本中期目標期間前の平成10年3月には幹線導水路、東金ダム、長柄ダム、及び南房総道水路等を計画どおり概成させ漸次通水開始するなど事業効果を発現している。一方、その間千葉県東方沖地震や千葉県中部地震が発生したこともあり、既設の両総用水共用施設の老朽化が進行していることが判明した。このため、平成6年度から機能復旧工事を始めるとともに、全体的な施設更新を追加施工することとした。工事追加の事業実施計画は平成12年4月に認可され、計画どおり平成17年3月に完了した。

##### （2）愛知用水二期

愛知用水二期事業は、水需要の増加に対応した施設機能の拡充と老朽化に対する機能回復と安全確保のため幹線水路等の施設改築を行うとともに、昭和59年9月の長野県西部地震等により牧尾ダム貯水池に流入堆積した土砂によるダム貯水機能低下に対し、これを回復するための堆砂対策を行うものである。

水路施設の改築に当たっては、都市用水の需要増加に対応した通水断面の確保と年間を通して断水することなく保守点検が行えるよう幹線水路を2連化するとともに、管理の合理化のため集中管理方式を導入することとした。昭和56年度から事業に着手し、計画どおり平成17年3月に完了した。

牧尾ダム堆砂対策については、ダム上流からの土砂流入を防止するため貯砂ダムと床止工を設置するとともにダム湖内に流入している堆積土砂を除去し貯水機能の回復を図るものである。平成7年度に事業着手し、計画どおり平成19年3月に完了した。

また、事業完了後に管理で実施する堆砂除去間隔の見直しを行うことにより、堆砂ダム容量の縮小、堆砂除去量の減量（548万 $m^3$  514万 $m^3$ ）を行い、事業費の縮減（約3億円）に寄与しながら、当初予定した貯水機能の回復を達成した。

#### 2．事業の進捗を予定していた事業の状況

##### （1）印旛沼開発

印旛沼開発施設緊急改築事業は、昭和43年に完成した印旛沼開発施設のうち印旛排水機場、大和田排水機場及び酒直揚水機場について、老朽化に伴う故障等により運転停止した場合、周辺地域への洪水被害や用水供給不安定の恐れが懸念されたため、3機場の電気・機械設備及び管理設備等の更新、並びに機場建屋等の改築を行うこととし、平成13年度から事業に着手した。

平成19年度までに印旛排水機場、大和田排水機場及び酒直揚水機場のポンプ設備（計14台）の改築を完了した。平成20年度に残る酒直揚水機場ポンプ設備2台の改築を行い事業を完了する予定である。

なお、平成19年度に追加を予定していた酒直水門改築については、平成18年1月以降に示された利根川河川整備計画原案に利根川放水路計画が盛り込まれたことなどから、関係機関との更なる調整が必要との判断により、現事業計画により事業を完了することで、関係機関等との調整が行われた。

## (2) 群馬用水

昭和45年に管理開始した群馬用水施設は、老朽化に伴うPC管の破裂や漏水発生が危惧され、ポンプ設備の故障も頻発していた。また、大規模地震が発生した場合に、用水の安定供給確保への障害はもとより水路施設周辺や住民の方々へ被害を及ぼすことも懸念された。このため、群馬用水施設緊急改築事業により、取水施設、水路施設、揚水機場及び管理施設について改築を行うこととし、平成14年度から事業に着手した。

平成19年度までに既設水路に沿って併設水路(約7 km)を設置し、既設の取水施設、幹線水路等の改築を進めるとともに、ポンプ施設(6機場20台)の改築、水管理施設の更新、機場建屋等(7施設)の改築を実施した。なお、文化庁との協議を踏まえた国指定史跡区域内での施工方法の見直しに伴い、事業工期を1年延伸し平成21年度に事業を完了する予定である。工期延伸については、関係機関との協議及び関係利水者の同意を得て、平成20年1月に事業実施計画変更の認可を得ている。

## (3) 豊川用水

豊川用水二期事業は、昭和43年から管理開始した豊川用水施設のうち、老朽化が激しく漏水が多発している豊川用水、牟呂松原用水について、幹線水路(約34 km)と支線水路(約55 km)の改築を行うとともに、豊川用水に併設水路(約54 km)を新たに設けるものであり、平成11年度に事業に着手した。

平成19年度までに幹線水路の改築(約8 km)、併設水路の新設(約30 km)及び支線水路(約23 km)の改築を完了した。

また、平成14年度に東海地震に係る地震防災対策強化地域が拡大され、豊川用水地域のほぼ全域が指定されたこと等、大規模地震の発生に伴う社会経済への影響が懸念され水路等施設の耐震強化が急務であること、更に主に石綿管からなる延長400 kmを超える支線水路の老朽化が進行していることから、平成18年度に大規模地震対策及び石綿管除去対策に関する新たな事業制度の提案を機構が行い、農林水産省において新規制度の創設及び平成19年度からの事業の実施が認められた。この大規模地震対策、石綿管除去対策を豊川用水二期事業に追加することについて、関係機関との調整及び受益農家約29,000人を始めとする関係利水者の同意を取得し、平成20年1月に事業実施計画の変更が認可された。平成19年度よりこれらの対策に着手し、平成27年度に事業を完了する予定である。

## (4) 香川用水

香川用水施設は、昭和50年の管理開始以来、香川県のほぼ全域に用水を供給し、社会経済活動の大動脈としての役割を果たしてきた。しかし、コンクリートのアルカ

り骨材反応等による水路施設の劣化が顕著となり、水路本体の弱体化が懸念されたことから、水路施設の改築を行うとともに、頻繁に発生する濁水等への対策として水道用水専用の調整池を建設することとして、平成11年度から香川用水施設緊急改築事業に着手した。

平成17年度に、水路施設の全て（取水口、幹線水路補修（約9 km）、併設水路新設（約10 km））の工事を完了し管理に移行させた。また、平成19年度までに新設する調整池の堤体盛立量は約50万 m<sup>3</sup>となっている。平成20年度に残る約2万m<sup>3</sup>の盛立、試験湛水を経て、計画どおり事業を完了する予定である。

#### （5）両筑平野用水

両筑平野用水二期事業は、昭和50年に管理開始した両筑平野用水施設のうち、埋設管の漏水発生などに対する老朽化対策、及び合理的な水利用を図るための水管理システムの導入を行うこととし、関係機関との調整及び受益農家17,000人を始めとする関係利水者の同意を取得し、平成18年1月に事業実施計画が認可された。平成17年度から事業に着手し、平成19年度までに、約4 kmの水路改築を進捗させ、平成25年度に事業を完了する予定である。

#### （6）福岡導水

新築事業である福岡導水事業は、需要増加が見込まれる福岡都市圏への水道用水を供給するため、昭和51年度から事業に着手し、これまでに導水路、揚水機場、調整池等を建設し、漸次通水を開始し平成13年9月から本管理を実施するなど既に事業効果を発現している。

このたび、県等の関係機関と一体になった取組により、地元関係者との調整が進展し、平成20年から取水口工事等を実施する予算が認められた。

### 3．計画事業量の状況

表 - 1 本中期目標期間中の用水路等事業の進捗状況

	水路工事延長	ポンプ改築	堆砂土砂撤去	調整池盛立
計画量	96 km	37台	150万m <sup>3</sup> 1	52万m <sup>3</sup> 2
平成15年度	14km( 15%)	13台( 35%)	15万m <sup>3</sup> ( 8%)	
平成16年度	42km( 44%)	21台( 57%)	54万m <sup>3</sup> ( 28%)	
平成17年度	64.5km( 67%)	29台( 78%)	128万m <sup>3</sup> ( 67%)	
平成18年度	80.7km( 84%)	35台( 95%)	150万m <sup>3</sup> (100%)	11万m <sup>3</sup> ( 21%)
平成19年度	96.0km(100%)	37台(100%)		50万m <sup>3</sup> ( 96%)

- 1 事業完了時点での堆砂土砂撤去量を示す（当初計画量190万m<sup>3</sup>）
- 2 盛立完了時点での想定盛立量を示す（当初計画量60万m<sup>3</sup>）

## 愛知用水二期事業で農業土木学会上野賞

「愛知用水二期事業」(水路等施設)が、平成18年度農業土木学会上野賞を受賞した。今回の受賞は、愛知用水の大規模改築事業を通じて、通水しながら点検が可能な二連水路システムが初めて確立されたことが「多目的長大用水路システムの新たな水路改築の先鞭」との評価を受けたもので、愛知用水総合事業部を始め、関係機関である愛知県農林水産部、岐阜県農政部、ユーザーである可児土地改良区、入鹿用水土地改良区及び愛知用水土地改良区と共同して受賞した。

農業土木学会が農業土木に関する事業の新しい分野の発展に寄与すると認められる業績を上げた会員の属する組織・団体に授与される賞の一つ。

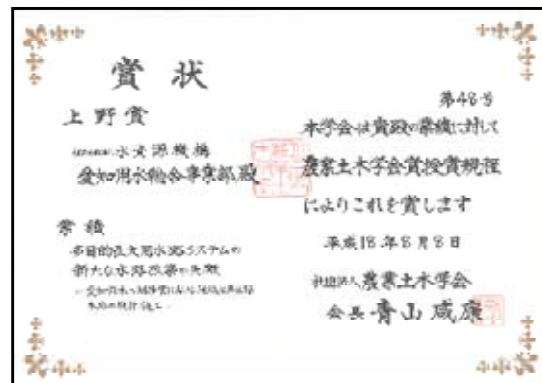


写真 - 1 上野賞受賞式及び賞状

## 中期目標期間における達成状況

用水路等事業については、水路工事(新築・改築)及び堆積土砂撤去等、計画どおり進捗が図れたことにより、房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業並びに香川用水施設緊急改築事業水路施設を計画どおり完成できた。また、水路工事(改築)及び施設(ポンプ)改築について、所要工事計画の進捗を図ることができた。香川用水施設緊急改築事業調整池本体工事については、現地状況に的確に対応しつつ進捗しており、事業工期内に確実に完了する見込みである。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業(別表2「用水路等事業」)〕については、本中期目標期間中に着実に目標を達成できたものと考えている。

**(2) 計画的で的確な事業の実施  
 附帯業務及び委託発電業務**

**(中期目標)**

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

**(中期計画)**

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

**(中期目標期間における取組)**

**附帯業務及び委託発電業務**

ダム等事業においては、中期目標期間中、付替道路関連等（43件）、発電取水設備工事（8件）、既設ダム堆砂排除（2件）及び同工事に伴う道路関連（2件）、発電所工事に係る施工管理（1件）、ダム資料館建設工事（1件）を国や関係県等から委託を受け、実施するとともに、滝沢ダム、徳山ダム及び川上ダムの各建設事業においては、毎年度発電事業者から発電に係る業務の委託を受け、的確に実施した。

表 - 1 ダム等事業における附帯業務受託状況

	H15	H16	H17	H18	H19
付替道路関連等	10件	10件	8件	8件	7件
発電取水設備工事	1件	1件	2件	2件	2件
既設ダム堆砂排除	1件	1件			
の工事に伴う道路関連	1件	1件			
発電所工事に係る施工管理			1件		
ダム資料館建設工事					1件

用水路等事業においては、中期目標期間中、共用施設の改築関連（2件）、建設期間中の暫定通水（2件）、水路壁嵩上げ工事（1件）、橋梁設置工事（2件）、橋梁拡幅工事（2件）、道路拡幅工事（3件）、水道管敷設工事（2件）を国、関係県・市等から委託を受け、的確に実施した。

表 - 2 用水路等事業における附帯業務受託状況

	H15	H16	H17	H18	H19
共用施設の改築	1件	1件			
建設期間中の暫定通水	1件	1件			
水路壁嵩上げ工事			1件		
橋梁設置工事			1件	1件	
橋梁拡幅工事	1件	1件			
道路拡幅工事				1件	2件
水道管敷設工事				2件	

これらの委託工事・業務を的確に実施することにより、事業の円滑かつ適切な実施に努めた。

#### 中期目標期間における達成状況

附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、中期計画期間中、基本協定等に基づき的確に業務を実施してきており、中期計画に掲げる附帯業務及び委託発電業務については、着実に目標を達成したものと考えている。

## (2) 計画的かつ的確な事業の実施 特定事業先行調整費制度の適用

### (中期目標)

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

### (中期計画)

当該中期目標の期間に完成を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、独立行政法人水資源機構業務方法書第16条第1項に基づき、当該事業に係る独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「法」という。)第21条第1項の国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。

支弁する事業年度	限度額	回収期限
平成17年度	6,993百万円	平成20年度
平成18年度	7,800百万円	平成23年度

### (中期目標期間における取組)

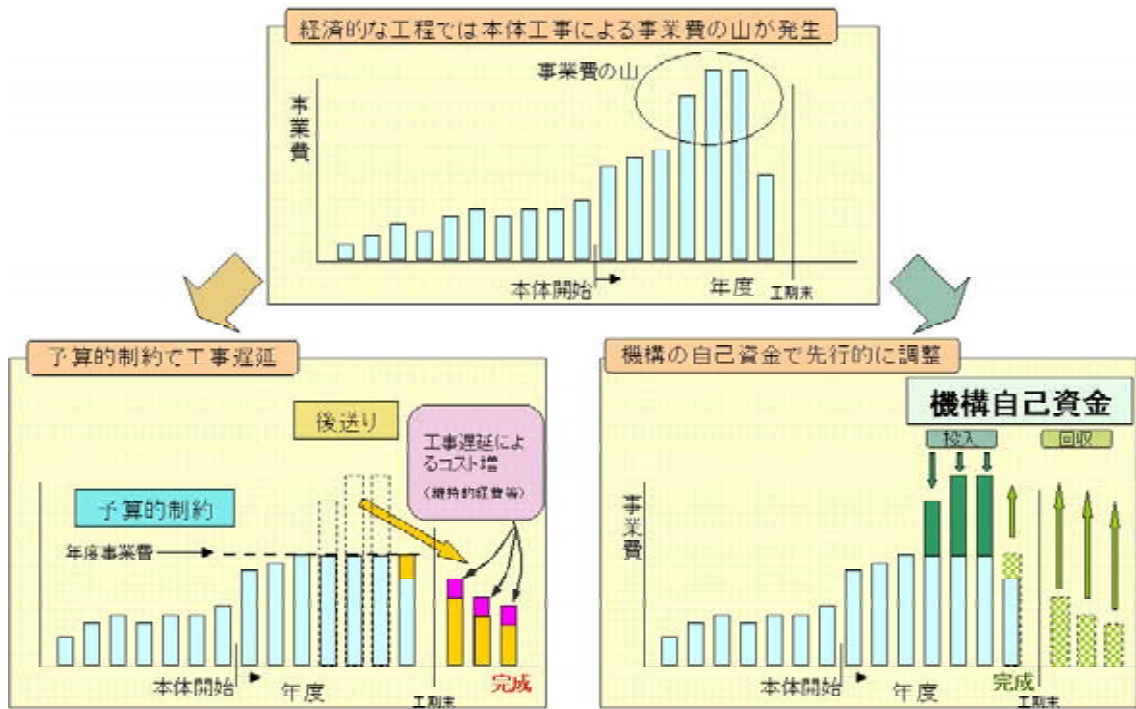
#### 特定事業先行調整費制度の適用

一般にダム、調整池等の本体工事は、経済的な工程で実施するために一時的に多額な事業費を要する。一方、事業費の財源である国等の財政支出は平準化が求められる上、公共事業予算は年々減少されるなど厳しい状況にある。

このため、機構の自己資金を活用し、国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁することにより、計画的かつ的確な事業の実施を図る「特定事業先行調整費制度(以下「特先制度」という。)」が新規制度として認められた。この特先制度を徳山ダム建設事業へ適用し、平成17年度及び平成18年度において、機構の自己資金(約146億円)を同事業に係る国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁することにより、計画的かつ的確な事業の実施を図った。

本制度を適用し、徳山ダム建設事業を計画的かつ的確に実施したことにより、予定どおり平成20年度から管理に移行することができた。また、計画どおり工事を実施したことにより、工期の遅れに伴うコストの増嵩を回避することができた。

なお、平成19年度において、平成17年度に徳山ダム建設事業に支弁した資金のうち、3,475百万円を回収した。



特先制度を導入しない場合

特先制度を導入した場合

図 - 1 特先制度導入の効果 (イメージ)

### 中期目標期間における達成状況

平成17年度、18年度に本制度を徳山ダム建設事業に適用し、工事を計画的かつ的確に実施したことにより、平成19年度に同事業が概成し、平成20年度からの管理移行が可能となったことから、中期計画に掲げる特定事業先行調整費制度の適用については、目標を達成したものと考えている。なお、本制度を適用して同事業に支弁した資金については、第2期中期目標期間においても引き続き的確に回収していく。